

政策会議付議事案書（令和7年11月4日）

提案課名 人事課

報告者名 遠藤 一成

<p>事案名</p>	<p>秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>人事院では、国家公務員の給与水準を決定するため、常勤国家公務員と民間企業従業員の給与（月例給）や特別給（ボーナス）を調査比較し、その較差を解消するため勧告を行っており、本市の常勤一般職職員等の給与については、本年の人事院勧告等に基づき所要の措置を講ずることとしています。</p> <p>このことを踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率について、本市の常勤一般職職員の期末勤勉手当の支給率の改定に準じて、所要の措置を講ずるものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 これまでの経過 令和7年8月 人事院が国会及び内閣に国家公務員の給与改定について勧告</p> <p>2 期末手当支給率引上げによる影響額 計208,428円 市長 61,908円、副市長 101,376円（1人当たり50,688円） 教育長 45,144円 ※年間支給率 4.4月→4.45月</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正し、市長、副市長及び教育長の期末手当支給率を0.05月分引き上げること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和7年11月 市議会第4回定例会に条例改正議案を提出 公布日から施行し、令和7年12月1日から適用</p>	

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 1 1 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

本市職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の引上げに準じて、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率を引き上げるため、改正するものであります。

秦野市条例第 号

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市特別職職員の給与等に関する条例（昭和32年秦野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表以外の部分中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和7年12月の期末手当支給率の特例）

30 令和7年12月1日を基準日とする期末手当の支給率は、100分の225とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市特別職職員の給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）附則第30項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の秦野市特別職職員の給与等に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 号 秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧		
<p>(期末手当等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、又は死亡によりその職を離れた日現在）において、その者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額及びこれに100分の20を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="183 801 1102 853"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3-5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1-29 (略)</p> <p><u>(令和7年12月の期末手当支給率の特例)</u></p> <p><u>30 令和7年12月1日を基準日とする期末手当の支給率は、100分の225とする。</u></p>	(略)	<p>(期末手当等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、又は死亡によりその職を離れた日現在）において、その者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額及びこれに100分の20を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1169 801 2087 853"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3-5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1-29 (略)</p>	(略)
(略)			
(略)			

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市特別職職員の給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）附則第30項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の秦野市特別職職員の給与等に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。